

〒103-0003

東京都中央区日本橋横山町 1-3

OKK 日本橋ビル 2F

湯沢会計事務所

湯沢 勝信 様

渋谷 第 3 号

平成 22 年 6 月 21 日

税務署長

財務事務官



意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろからご協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第 3 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第 3 5 条第 1 項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（申告所得税、消費税及び地方消費税）について特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

納税者名

納税地

東京都

担当者

個人課税第 部門

電話 03-

内線 ()